

公益社団法人日本ストリートダンス教育研究所会費規程

公益社団法人日本ストリートダンス教育研究所（以下、この法人という。）定款第5条に基づき、次の通り会費規程を定める。

（入会金）

第1条 会員は、その種別に応じて、この法人に入会した時に、次の通りの入会金を納めるものとする。

- （1）正会員 1名につき 2000 円
- （2）一般会員 1名につき 2000 円
- （3）G.S.R.レッスンスタジオ 1団体につき 5000 円
- （4）G.S.R.指導員会員 3000 円
- （5）賛助会員 1名につき 10000 円

（会費）

第2条 会員は、その種別に応じて、次の通りの会費を納めるものとする。

- （1）正会員 年額 2000 円
- （2）一般会員 年額 1000 円
- （3）G.S.R.レッスンスタジオ 年額 18000 円
- （4）G.S.R.指導員会員 年額 10000 円
- （5）賛助会員 年額 10000 円

（入会金、年会費の用途）

第3条 この法人の定款第5条第1項第1号及び第5条第1項第2号に定める会員の納める入会金及び年会費については、これを公益目的事業の財源として2割、その他の事業（相互扶助等事業）の財源として4割、法人会計の管理費の財源として4割を使用する。